

## 【資料1】振替休日と代休の違い

	振替休日	代 休
定義	あらかじめ定めてある休日を、事前に手続きをして他の労働日と交換すること。 (休日労働にはならない)	休日労働に対する代償として、事後に代りの休日を与えること。 (休日労働の事実は変わらず、帳消しにはならない)
要件	(1) 振替休日について就業規則等に規定する。 (2) 4週4日の休日を確保したうえで振替日を事前に特定する (3) 遅くとも振替日の前日までに本人に通知する	特になし。 ただし制度として行う場合、就業規則等に具体的に記載が必要(代休を付与する条件、賃金の取扱い等)。
賃金	同一週内で振り替えた場合、通常の賃金の支払いでよい。 週をまたがって振り替えた結果、週法定労働時間を超えた場合には、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要。	休日労働に対する割増賃金の支払いが必要。 代休日を有給とするか無給とするかは、就業規則等の規定による。
指定	予め使用者が指定する。	使用者が指定することも、労働者の申請によって与えることもできる。